

岩手県告示第671号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 平成23年10月19日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 外館建築
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市川貫第5地割21番地
 - ウ 代表者の氏名 外館竹男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第2990号
 - （3） 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成23年10月17日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 平成23年10月19日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社大沢建設
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡野田村大字野田第28地割3番地
 - ウ 代表者の氏名 大沢吉雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第4120号
 - （3） 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成23年9月29日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。